

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

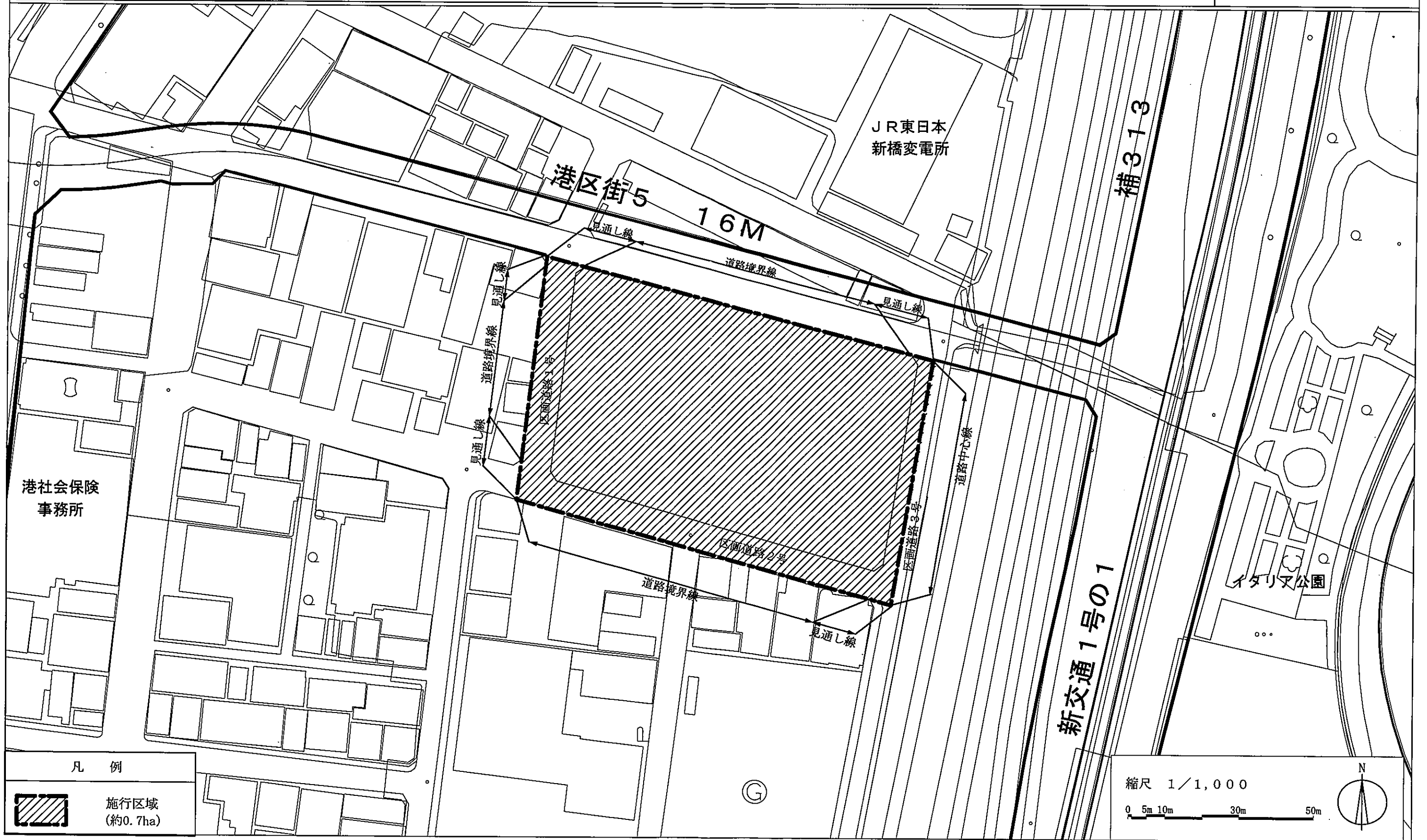
都市計画浜松町一丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

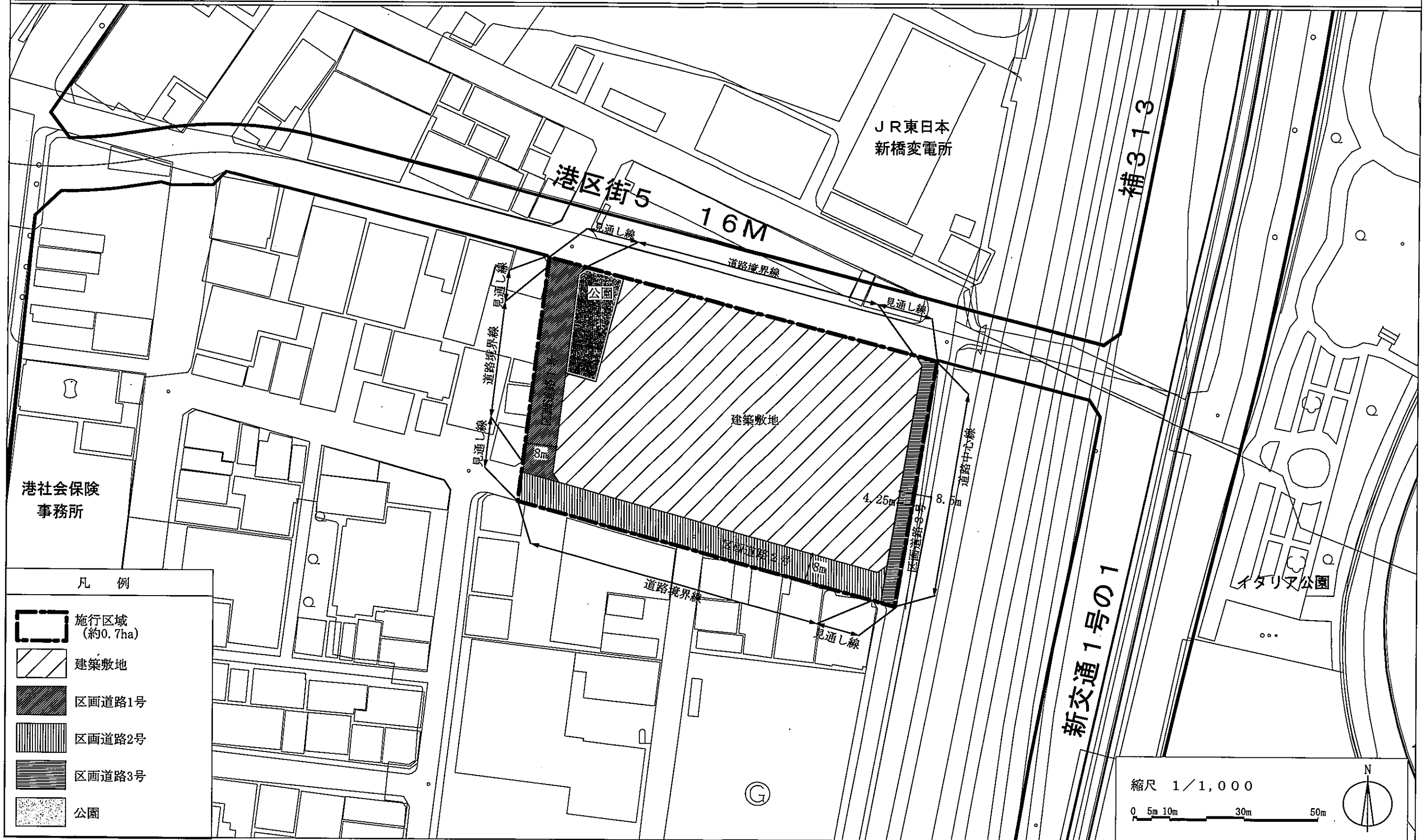
名称		浜松町一丁目地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.7ha			
公共施設 及び 配置 規模	道路	種別	名称	規模	備考
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 8m、延長約 60m	既設（歩道新設）
			区画道路 2 号	幅員 8m、延長約 100m	既設（歩道新設）
	区画道路 3 号		幅員 4.25m〔8.5m〕、延長約 65m	既設（歩道既設）	
公園及び緑地	公園	—	面積約 300 m <sup>2</sup>	新設	
建築物 の 整備	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備考
	約 3,300 m <sup>2</sup>	約 66,500 m <sup>2</sup> (約 46,500 m <sup>2</sup> )	住宅、事務所、店舗	高層部：140m 中層部：60m	建築物の高さは、T. P1.4mからによる。
建築 敷地 の 整備	建築敷地面積	整備計画			
	約 5,170 m <sup>2</sup>	1. ゆとりある良好な歩行者空間を確保するため、壁面の位置を後退し、歩道状空地を整備する。 2. うるおいと安らぎの場を創出するため、敷地内に広場状空地を整備する。			
住宅建設の目標	戸数	面積	備考		
	約 500 戸	約 48,500 m <sup>2</sup>			
参考	地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。				

「施行区域、公共施設、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

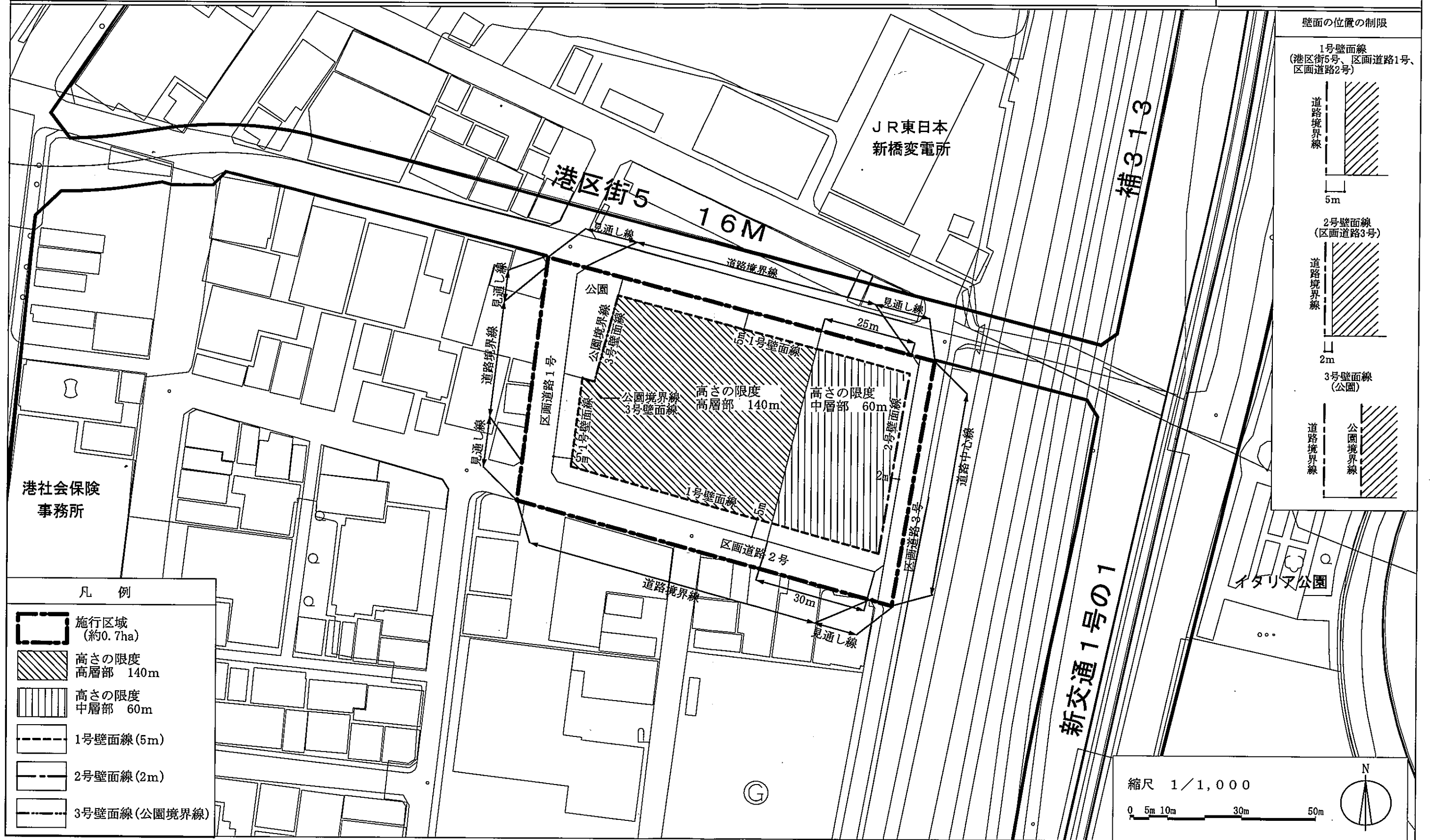
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適な、魅力ある複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ㈱が著作権を有している。  
(承認番号) [22都市基街測第26号、平成22年6月18日]、(承認番号) [22都市基交第97号]、(承認番号) [17東デ共許第005号-7]



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ㈱が著作権を有している。  
(承認番号) [22都市基街測第26号、平成22年6月18日]、(承認番号) [22都市基交第97号]、(承認番号) [17東デ共許第005号-7]



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ隣が著作権を有している。  
 (承認番号) [22都市基街測第26号、平成22年6月18日]、(承認番号) [22都市基交第97号]、(承認番号) [17東デ共許第005号-7]